

新型インフルエンザ等対策業務計画

令和5年5月

株 式 会 社 J E R A

第1編 総則

第1節 本計画の目的

この新型インフルエンザ等対策業務計画（以下、「業務計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第9条に基づき、新型インフルエンザ発生時においても、従業員等の人命尊重を最大限考慮するとともに、安全確保を最優先として電力を安定的に供給していくため、当社が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、従業員等の健康を確保しつつ、電力の安定的な供給および公衆安全確保のために必要な業務を適切な意思決定に基づき継続することが求められる。

一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの従業員等が本人の罹患や家族の看病等のため出勤が困難となることも考えられる。さらに、新型インフルエンザ等の感染拡大時には、業務に必要な物資の確保ができずサービスの維持が困難になる可能性がある。

このため、当社は電気事業の公益性に鑑み、従業員等の安全と健康を守りつつ、必要な業務を継続するため職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・休止し、電力の安定的な供給を始めとする事業を継続するために真に必要な業務に資源を集中させることを基本として業務計画を策定する。

第3節 業務計画の運用

1 業務計画策定の前提となる被害状況の想定

新型インフルエンザ等が発生した場合、全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くと想定されている。

社会・経済的な影響として、ピーク時（約2週間）には、従業員等本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、従業員等の最大40%程度が欠勤することが想定される。

第2編 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第1章 平常時の体制

当社は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防・拡大防止のための留意事項、従業員等の海外渡航状況等について迅速かつ適切な情報の収集・周知を行い、感染防止用品の備蓄を始めとする感染対策を十分に実施する。

また、社会機能維持に関わる事業者として、常に継続が必要な業務及び発生段階に応じた事業の縮小・休止が可能な業務の選別を行い、それぞれに必要な要員の確保に向けた検討を行う。

なお、協力会社等に対しては、新型インフルエンザ等発生時の協力体制や業務の縮小・休止における対応について相互理解を図る。

第2章 発生時の体制

第1節 対策態勢の区分

新型インフルエンザ等が発生した場合に対処するための対策態勢は次の区分による。

発生段階 (国) ※1	発生段階 (地域) ※1	発生段階 (当社)	対策態勢の区分※2
海外発生期	海外発生期	海外発生期	海外対策・国内準備態勢
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期	第1対策態勢
	地域発生早期	当社関連エリア 発生期	第2対策態勢
国内感染期	地域感染期	流行期 (感染拡大期) (まん延期) (回復期)	第3対策態勢

※1：新型インフルエンザ等対策政府行動計画「Ⅱ－7. 発生段階」より抜粋。

※2：発電所等における発生段階区分の設定・移行については、所在する都県の発生段階区分に合わせるものとする。

第2節 対策組織

本社、東日本支社、西日本支社および発電所等は、新型インフルエンザ等に対応する対策組織として新型インフルエンザ対策本社本部、新型インフルエンザ対策支社本部および新型インフルエンザ対策発電所等本部（以下、総称して「対策本部」という。）を以下のとおり編成する。

事業所	対策組織	役割
本社	新型インフルエンザ対策本社本部 （以下、「本社本部」という）	・本社における対策活動の実施 ・全事業所において実施される対策活動の総括・指揮
東日本支社 西日本支社	新型インフルエンザ対策支社本部 （以下、「支社本部」という）	・各支社における対策活動の実施 ・各支社地域毎に所属する発電所等において実施される対策活動の総括、指揮
発電所等	新型インフルエンザ対策発電所等本部 （以下、「発電所等本部」という）	・自発電所等における対策活動の実施

1. 対策本部の組織構成（班構成および各班の業務分掌）は、別紙1のとおりとする。
2. 各班の班長・副班長および班員については、予め定めておく。また、業務上の意思決定者が罹患する場合も想定し、意思決定が滞ることがないように、予め職務の代行についても定めておく。

第3節 対策態勢の発令および解除

新型インフルエンザ等が発生した場合には、発生段階に応じて以下のとおり対策態勢を発令するものとする。

対策態勢の区分	発令者		
	本社	東日本支社 西日本支社	発電所等
海外対策・国内準備態勢 （本社、支社のみ）	危機・安全管理部長	総務部長	—
第1対策態勢	社長CEO兼COO	支社長	事業場の長
第2対策態勢	社長CEO兼COO	支社長	事業場の長
第3対策態勢	社長CEO兼COO	支社長	事業場の長

1. 本社

- (1) 本社本部長は、新型インフルエンザ等が発生した場合、発生段階に応じた対策態勢を発令する。解除の場合も同様とする。
- (2) 対策態勢が発令された場合は、速やかに本社本部を設置する。

2. 東日本支社，西日本支社

- (1) 支社本部長は、新型インフルエンザ等が発生した場合、本社本部の指示に基づき発生段階に応じた対策態勢を発令する。解除の場合も同様とする。
- (2) 対策態勢が発令された場合は、速やかに支社本部を設置する。

3. 発電所等

- (1) 発電所等本部長は、新型インフルエンザ等が発生した場合、各地域の支社本部の指示に基づき発生段階に応じた対策態勢を発令する。解除の場合も同様とする。
- (2) 対策態勢が発令された場合は、速やかに発電所等本部を設置する。

第4節 権限の行使

1. 対策態勢が発令された場合、新型インフルエンザ等の対策に関する一切の業務は対策組織のもとで行う。
2. 対策態勢が発令された場合、本社本部長、支社本部長及び発電所等本部長（以下、総称して「対策組織の長」という）、職制上の権限を行使して活発に対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。
3. 対策組織の長等の権限保有者が対策活動に従事できない場合に備え、職務の代行について予め定めるものとする。

第5節 動員

対策組織の長は、対策態勢の発令後、ただちに予め定めた対策要員の動員を指示する。

第6節 指令伝達および情報連絡の経路

対策組織設置後は、各対策組織間の指令の伝達および情報連絡を情報班が行い、社内外の感染状況ならびに医療関係情報の伝達・集約は厚生班が行うものとする。

ただし、対策を実施するうえで必要な詳細情報の連絡については、業務分掌に応じて、班ごとに情報連絡を行う。

第7節 社外関係機関との連携

国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報については、必要に応じて、世界保健機関（WHO）等の国際機関、厚生労働省、外務省等の政府機関や地方公共団体から入手するとともに、各種事業団体、関係企業、および関係する所管官庁や地方自治体と適切に情報交換を行うよう努める。また、得られた情報は必要に応じて、新型インフルエンザ等対策の見直しに役立てるとともに、従業員等に対しても迅速かつ適切に周知する方法を整備し活用する。

なお、社外関係機関との情報連絡経路は別紙2のとおりとする。

第3編 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1章 発生時の人員計画に関する基本方針

第1節 基本方針

当社は、新型インフルエンザ等が発生した場合でも、従業員等の安全と健康の確保を第一に、電力を安定的に供給するため、適切な意思決定に基づき対策活動業務や感染対策業務を優先的に実施するとともに、電力の安定的な供給に必要な業務および事業の継続に必要な不可欠な業務を継続するために必要な人員を確保する。

第2節 要員確保の考え方

「第1節 基本方針」に示した業務について、必要最小限の要員により業務を遂行することを基本とし、要員が不足するおそれがある場合は、勤務形態の変更や他事業所からの応援などにより確保する。なお、感染者が発生した場合に備え、あらかじめ交代要員の確保策の検討を行う。

第2章 重要業務の選定

第1節 業務分類

新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染対策等）および新型インフルエンザ等対策政府行動計画や新型インフルエンザ等対策ガイドラインに示されている，電力の安定供給の継続に必要な業務を「新型インフルエンザ等対策業務」とし，下表のとおりとする。

なお，新型インフルエンザ等発生時において業務を縮小・休止する場合の勤務形態については，個々の業務を実施する際の感染リスクも勘案することとする。

業務分類		業務内容
常に継続が必要な業務 (重要業務)	新型インフルエンザ等対策業務	発生時対策業務（対策活動業務，感染対策業務）
		<ul style="list-style-type: none">・ 運転・監視に関わる業務・ 電力の安定供給に関わる業務 (電力設備の保守・点検，燃料・資機材調達，電力取引)・ 緊急工事等のトラブル対応・ 制御系および事務処理システムの運用・保守業務 上記以外で，電力の安定供給や公衆安全，非常災害対応，社会情勢を考慮し継続が必要な業務
縮小・休止が可能な業務		上記以外の業務

第2節 事業継続計画の進め方

事業継続計画における業務の縮小・休止については，原則，下表の考え方にに基づき進めるものとする。

ただし，発生段階に関わらず，感染状況に応じて本社本部の指示に基づき，勤務体制の変更や業務の縮小・休止を判断し，臨機に対応する。

発生段階	海外発生期	国内発生早期	当社関連エリア発生期	流行期		
				感染拡大期	まん延期	回復期
態勢区分	海外対策 国内準備態勢	第1対策態勢	第2対策態勢	第3対策態勢		
業務区分	重要業務	通常業務	通常業務	欠勤率や社会状況等に応じて在宅勤務(テレワーク)で対応できる業務は在宅勤務(テレワーク)に移行。また影響の少ない業務を縮小・休止	継続	欠勤率や社会状況等に応じて休止した業務を再開
	縮小・休止業務				休止(在宅勤務(テレワーク)は継続)	

1. 本社本部は、新型インフルエンザ等の流行状況や社会状況を踏まえ、支社本部に在宅勤務(テレワーク)移行ならびに業務の縮小・休止を指示する。
2. 支社本部は、本店本部の指示に基づき、発電所等本部に在宅勤務(テレワーク)移行ならびに業務の縮小・休止を指示する。

第3章 感染対策の検討・実施

第1節 従業員等への感染予防及び事業場内での感染拡大防止対策

従業員等への新型インフルエンザ等感染予防のため、国や世界保健機関(WHO)の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いに応じ、必要に応じて以下の措置等を講ずる。

また、政府対策本部の決定に基づき、特定接種を迅速に受けられるよう対策を講ずる。なお、特定接種の有無に関わらず、電力の安定供給を始めとする必要な業務の継続に努める。

1. 平常時の対策

- (1) 従業員等へ基本的な感染予防策(手洗い、うがい等)を徹底する。
- (2) 新型インフルエンザ等に対する啓発・教育を実施する。
- (3) 共用施設の扱いや会議運営等における感染拡大防止策を検討する。

- (4) 職場検温体制を確立する。
- (5) 感染予防物品の備蓄と在庫管理を行う。
- (6) 特定接種実施医療機関の選定を行うとともに、特定接種対象者を予め定めておく。

2. 発生時の対策

(1) 平常時に準備した対策について、速やかに発動できるレベルまで具体化し、必要に応じて発動する。

- a. 共用施設の扱いや会議運営等における感染拡大防止策を周知する。
- b. 職場検温体制および出社前検温を周知する。
- c. 感染者（疑い者も含む）が発生した場合の対応を周知する。

(2) 本社，東日本支社，西日本支社および発電所等は，以下の項目を確認し速やかに所属する対策本部の厚生班に報告する。

- a. 従業員等の業務上の海外渡航状況（今後の予定を含む）
- b. 従業員等の7日以内の海外渡航歴
- c. 海外からの来訪状況（7日以内および今後の予定も含む）

(3) 従業員等へ基本的な感染予防策（手洗い，うがい等）を徹底する。

(4) 発生した新型インフルエンザ等の状況を確認し，従業員等へ周知する。

(5) 政府対策本部の決定に基づき，特定接種対象者の選定および予防接種に関する説明・同意に基づく名簿作成により予防接種を実施する。

(6) 発生国・地域から帰国した海外駐在員等とその家族は，新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく国からの指示・要請等に従うよう徹底する。

(7) 備蓄している感染予防物品を各職場に配備する。

第2節 海外勤務，海外出張する従業員等への感染対策

海外勤務，海外出張する従業員等およびその家族への感染を予防するため，本社本部は政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ，その流行の度合いを考慮し，必要に応じて，以下の対策を講ずる。

1 外務省等の情報に基づき，従業員等に対し，感染発生国・地域への出張を原則禁止するとともに，その国・地域に赴任している海外渡航者等を原則としてすみやかに帰国させるよう指示する。

なお，上記に抛り難い場合または帰国するほうが危険と判断される場合等については，現地の安全と考えられる場所に待機・避難するよう指示する。

2 新型インフルエンザ等が日本国内から感染発生した場合については、海外渡航者等に対し、無理な帰国はさせず、現地の安全と考えられる場所に待機・避難するよう指示する。

第4編 その他

第1章 関係機関等との調整

関係省庁，地方自治体，その他の関係機関との連携を確保する観点から，必要がある場合には，積極的に調整を行う。

第2章 教育・訓練

従業員等に対し，感染対策や発生時の対応について周知し，理解させるとともに，事業運営体制，連絡体制などがより有効に機能するよう，新型インフルエンザ等の発生を想定した教育・訓練等を定期的に行う。

第3章 計画の見直し

新型インフルエンザ等に対する新しい知見や新型インフルエンザ等対策政府行動計画の見直し，または訓練等を通じて計画の見直しの必要が生じた場合には，適宜，業務計画の見直しを行う。

(別紙1)

本社本部の組織構成

班構成	業務分掌
本部運営班	<ul style="list-style-type: none">・ 態勢発令の役員等への連絡・要員呼集・ 対策本部の設置・運営・総括・ 本部長指示事項の伝達
情報班	<ul style="list-style-type: none">・ 官庁等，社外対応窓口・ 各班からの情報収集・ 一般感染情報等の収集
最適化班	<ul style="list-style-type: none">・ 需給対応に関わる情報の収集，検討，調整・ 燃料調達に関わる情報の収集，検討，調整
O&M・E班	<ul style="list-style-type: none">・ 発電所の運転に関わる情報の収集，検討，調整・ 発電所の工事等に関わる情報の収集，検討，調整・ 資機材確保状況の確認，調達・輸送
事業開発班	<ul style="list-style-type: none">・ 国内発電事業に関わる関係会社の情報収集・ 海外事業，海外関係会社等の情報収集
通信班	<ul style="list-style-type: none">・ 各種システム稼動状況把握，運用全般・ テレワーク等の業務運用変更に伴うシステム変更
広報班	<ul style="list-style-type: none">・ マスコミ対応，連絡・ 社内全体への情報提供
総務班	<ul style="list-style-type: none">・ 執務室ほか建物全般の執務環境整備・ 他の班に属さない事項の対応
厚生班	<ul style="list-style-type: none">・ 社員の罹患情報の収集・連絡・ 救急，救護，医療，防疫，衛生活動・ 対策活動用品類（感染予防品，食糧など）の対応・ 特定接種対象者への接種手続き・ 海外赴任者，海外出張者への対応
財務・経理班	<ul style="list-style-type: none">・ 資金調達，支払業務

※表内は標準を示すものであり，必要に応じて構成する班・要員数を変更することができる。

※各班の要員は非常災害対策体制の対策要員を基本とし，必要に応じた要員数を召集する。

支社本部の組織構成

班構成	業務分掌
本部運営班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 態勢発令の役員等への連絡・要員呼集 ・ 対策本部の設置・運営・総括 ・ 本部長指示事項の伝達
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官庁等，社外対応窓口 ・ 各班からの情報収集 ・ 一般感染情報等の収集
最適化班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需給対応に関わる情報の収集，検討，調整 ・ 燃料調達に関わる情報の収集，検討，調整
O&M・E班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所の運転に関わる情報の収集，検討，調整 ・ 発電所の工事等に関わる情報の収集，検討，調整 ・ 運転要員，定見要員支援策の検討，調整 ・ 資機材確保状況の確認，調達・輸送 ・ その他発電所の業務支援が必要な事項
通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種システム稼動状況把握，運用全般
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスコミ対応，連絡 ・ 社内全体への情報提供
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室ほか建物全般の執務環境整備 ・ 他の班に属さない事項の対応
厚生班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員の罹患情報の収集・連絡 ・ 救急，救護，医療，防疫，衛生活動 ・ 対策活動用品類（感染予防品，食糧など）の対応 ・ 対策活動用品類の調達，宿泊施設の手配

※表内は標準を示すものであり，必要に応じて構成する班・要員数を変更することができる。

※各班の要員は非常災害対策体制の対策要員を基本とし，必要に応じた要員数を召集する。

発電所等本部の組織構成

班構成	業務分掌
本部運営班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 態勢発令の連絡・要員呼集 ・ 対策本部の設置・運営・総括 ・ 本部長指示事項の伝達 ・ 地域行政等， 対外対応窓口 ・ 各種システム稼動状況把握， 運用全般 ・ 各班からの情報収集 ・ 一般感染情報等の収集 ・ 他の班に属さない事項の対応総括
発電班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所の運転に関わる対応 ・ 需給に関わる対応 ・ 燃料受け入れ等に関わる対応
復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電設備のメンテナンス等に関わる対応 ・ 資材調達等に関わる対応
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員の罹患情報の収集・連絡 ・ 救急， 救護， 医療， 防疫， 衛生活動 ・ 対策活動用品類（感染予防品， 食糧など）の対応 ・ 対策活動用品類の調達， 宿泊施設の手配 ・ 執務室ほか建物全般の執務環境整備 ・ マスコミ対応， 連絡 ・ 会計手続き対応 ・ その他従業員対策

※表内は標準を示すものであり，必要に応じて構成する班・要員数を変更することができる。

※各班の要員は非常災害対策体制の対策要員を基本とし，必要に応じた要員数を召集する。

新型インフルエンザ等対策本部

社外関係機関との情報連絡経路

(別紙2)

